

保険料、積立金等

- 保険料には、50%の国庫補助があります。保険料率は、新規加入（補償限度80%）の場合、1.498%（国庫補助後）で、自動車保険と同様に、保険金の受取実績に応じて、毎年、適用される保険料率変動します。
- 積立金には、75%の国庫補助があります。積立金は自身のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。
- 保険料、積立金は分割払いができます。（最大9回）
- 税務上、保険料及び付加保険料（事務費）は、必要経費（個人）又は損金（法人）に計上できます。積立金は、預け金として取り扱います。
- 補償限度額・支払率の選択や補償の下限を設定することにより、保険料を調整することができますので、ご希望の方はご相談ください。

基準収入が1,000万円の場合

	積立方式 併用タイプ (保険方式80% +積立方式10%)	保険方式 補償充実タイプ (保険方式90%)	積立併用+ 下限設定タイプ (保険方式80%+積立方式10%) (補償下限設定70%)
保険料	10.8万円	23.0万円	6.1万円
積立金	22.5万円	—	22.5万円
付加保険料 (事務費)	2.2万円	2.2万円	1.9万円
合計	35.5万円	25.2万円	30.5万円

※支払率は全て90%

※保険料は、税務上、経費として損金算入されるため、保険方式補償充実タイプは積立方式併用タイプより所得税・法人税が軽減できます。

インターネット申請が便利でお得！

- 農林水産省が提供する共通申請サービス（通称：eMAFF^{イーマフ}）を利用して、ご自宅のパソコンから、収入保険の手続きができます。
- インターネット申請をすると、付加保険料が2,200円引きになります。（新規加入時は、4,500円割引）
- なお、インターネット申請には、専用のIDが必要となります。IDの取得は、組合がサポートします。

動画
配信中

NOSAI全国連
インターネット
申請

で 検索



YouTube
「収入保険の
インターネット申請が始まるよ」



農林水産省
共通申請サービス
「eMAFF」

詳しくはお近くの農業共済組合までお問い合わせください

NOSAI
香川県農業共済組合

- 東 部 支 所 0879-43-4121
- 高 松 支 所 087-888-1146
- 小豆出張所 0879-62-0694

- 中 讃 支 所 0877-35-7735
- 三 豊 支 所 0875-25-2482

農業経営をささえる 収入保険で備えましょう

加入者の声

猛暑の影響で米、レタスが大幅に減収しましたが、十分な保険金を受け取ることができとても助かりました。



加入者
Mさん

ケガや病気での労働力不足による収入減少などに備えられるため加入を決めました。



加入者
Kさん

収入が減り従業員の給料が払えないという不安がありましたが、加入により安心して経営ができます。



加入者
法人Aさん

香川県収入保険推進協議会

ほとんどの農作物を対象に、 農業者の経営努力では避けられない さまざまなリスクによる収入減少を補償します



加入できる方

青色申告をしている個人・法人の農業者が加入できます。

保険期間の前年1年分の青色申告実績があれば加入できます。

加入を希望する方で現在青色申告をしていない場合は、令和8年3月15日までに所轄の税務署に「青色申告承認申請書」を提出することで、令和9年から加入が可能です。

対象とする収入

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体が対象になります。

○簡易な加工品（精米、もちなど）は含まれます。

○一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。

○肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵はマルキン等の対象なので除きます。

類似制度との関係

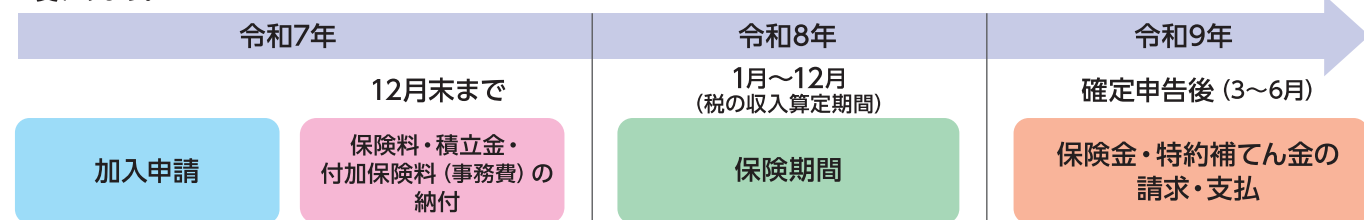
収入保険と、農業共済制度やナラシ対策、野菜価格安定制度は、**どちらかの選択**になります。



加入・支払等手続のスケジュール（個人・事業開始月が1月の法人）

※保険期間が令和8年1月～12月の場合のイメージです。

※保険期間は税の収入算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によってスケジュールが変わります。



※保険料・積立金は分割もできます。
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

【つなぎ融資】
※保険期間中に災害等により資金が必要な場合は、
つなぎ融資（無利子）を受けることができます。

個人の方は12月まで、法人の方は事業年度の末月までに加入申込をお願いします。

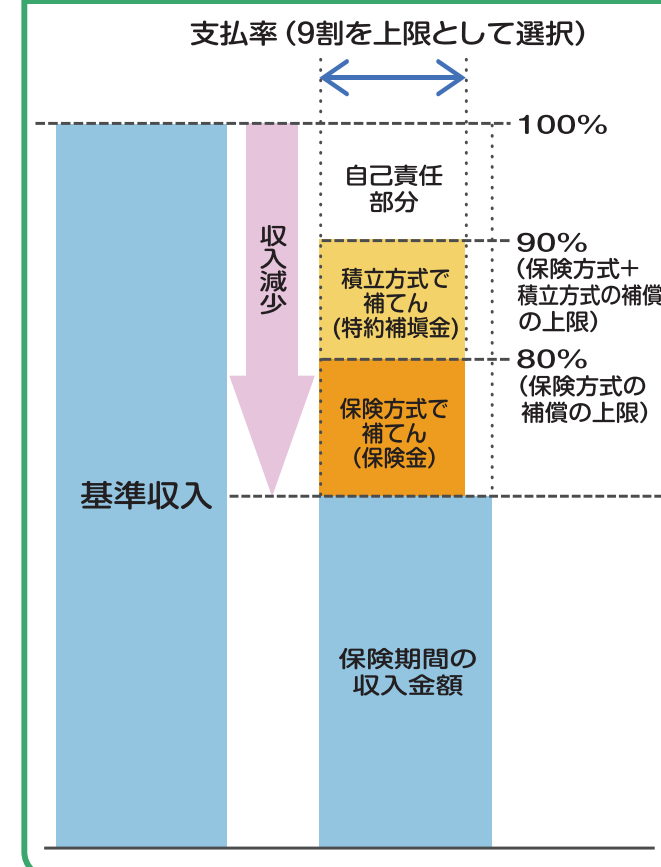
収入保険の仕組み

保険期間中の収入が基準収入金額の9割（5年の青色申告実績がある場合の補償の上限）を下回ったとき、下回った額の9割を上限に補てんします。

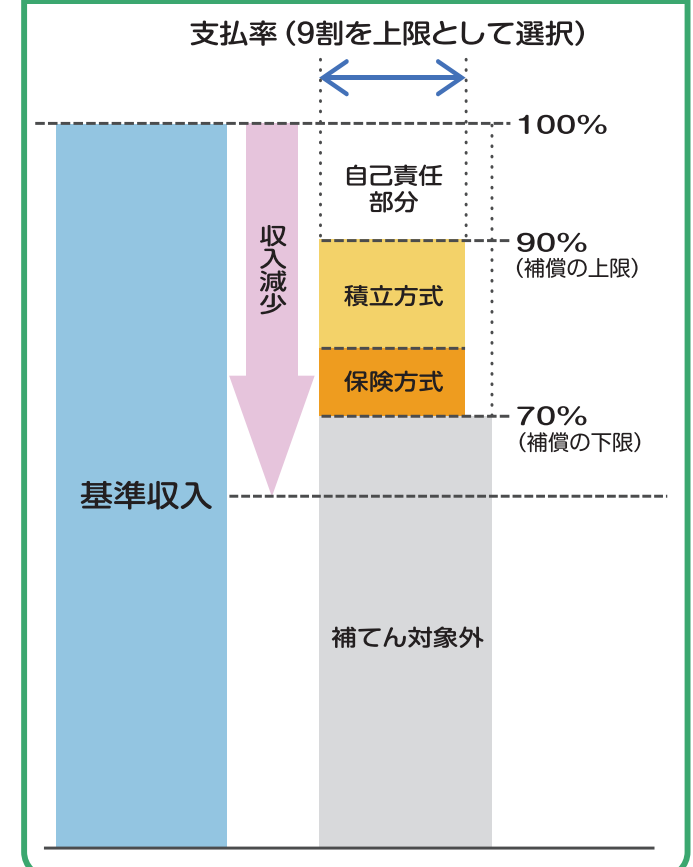
補てん方式には、保険方式と積立方式を併用する「**積立方式併用タイプ**」と、保険方式のみの「**保険方式補償充実タイプ**」があり、農業者が選択できます。

どちらのタイプにおいても、補償の下限を設定できます。

積立方式併用タイプ



積立併用+下限設定タイプ



○基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入（5中5）を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。

○保険方式の補償限度、積立方式の積立幅や支払率、保険方式の補償の下限は複数の割合から選択できます。

①保険方式（％）の補償限度

90・88・85・83・80・78・75・70・65・60・55・50 から選択

②積立方式（％）の補償幅

10・5 から選択

③保険方式（％）の補償の下限

70・60・50 から選択

①+②の限度

青色申告書類提出年数	5年	4年	3年	2年	1年
保険方式+積立方式の補償の上限	90%	88%	85%	80%	75%

○基準収入が1,000万円で最大補償の場合、保険期間の収入が500万円となったときは、いずれのタイプも同じ360万円の補償が受けられますが、補償の下限設定を付した場合は設定した割合までが限度となります。上記の例70%の場合は、補償が180万円となります。

